

第8章

その他の取引

～学習内容～

- ・ 手付金
- ・ 未収金と未払金
- ・ 仮払金と仮受金
- ・ 立替金と預り金
- ・ 商品券と他店商品券
- ・ 資本金と引出金
- ・ 税金の処理
- ・ 訂正仕訳

てんこ盛り♪



第8章 その他の取引

第1節 手付金（内金）の処理

商品の売買契約において、商品の受け渡しの前に代金の一部を授受することがあり、この授受される金銭を「手付金（内金）」といいます。

手付金（内金）の授受があった場合には、支払った側では『前払金』（資産）として処理し、受取った側では『前受金』（負債）として処理します。これらの勘定科目は、その後、商品の受け渡しの段階で取り崩し、代金に充当する処理を行います。

注意点

手付金を支払った・受取った段階では、商品の受け渡しが行われていないから『仕入』（費用）や『売上』（収益）は認識しないよ。



【例8-1】

鳥取商店は、北海道商店に商品 1,000 円を注文し、手付金として 200 円を現金で支払った。

鳥取商店				北海道商店			
勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額
前払金	200	現金	200	現金	200	前受金	200

【例8-2】

【例8-1】を前提とし、鳥取商店は、注文していた商品 1,000 円を北海道商店から受け取り、代金のうち事前に支払っていた手付金 200 円を差し引いた 800 円について小切手を振り出して支払った。

鳥取商店				北海道商店			
勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額
仕入	1,000	前払金	200	前受金	200	売上	1,000
-	-	当座預金	800	現金	800	-	-

第2節 未収金と未払金

商品売買取引において代金の授受を後で行う掛取引というものを学習しましたが、商品以外の有価証券・土地・建物などの売買取引においても代金の授受を後で行う場合があります。

商品売買において掛取引を行った場合には、『売掛金』（資産）と『買掛金』（負債）で処理しましたが、商品以外の売買で代金の授受を後で行う場合には、『未収金』（資産）と『未払金』（負債）で処理します。なお、処理のイメージは『売掛金』（資産）・『買掛金』（負債）と同様です。

【例8-3】

秋田商店は、売買目的で所有する株式 500 円を 600 円で岩手商店に売却し、代金は月末に受取ることとした。

秋田商店				岩手商店			
勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額
未収金	600	売買目的有価証券	500	売買目的有価証券	600	未払金	600
-	-	有価証券売却益	100				

【例8-4】

【例8-3】を前提とし、秋田商店は、未収金 600 円を現金で受取った。

秋田商店				岩手商店			
勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金	600	未収金	600	未払金	600	現金	600

第3節 仮払金と仮受金

1. 仮払金の処理

従業員が出張に行く際などには、経理部から事前に旅費を支払っておくことがあります。事前の段階では旅費がいくらになるか正確に把握できない場合があります。このような場合には、概算額で現金を渡して（仮払いして）おきますが、この事前に支払った現金は『仮払金』（資産）として処理します。そして、旅費が確定した段階で『旅費交通費』（費用）などの勘定に振り替えます。

【例8-5】

従業員の出張に際して、旅費の概算額 500 円を現金で支払った。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
仮払金	500	現金	500

【例8-6】

【例8-5】を前提とし、従業員から旅費として 400 円を使ったと報告を受け、残金 100 円を現金で受取った。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
旅費交通費	400	仮払金	500
現金	100	-	-

2. 仮受金の処理

当座預金口座に原因不明の入金があった場合には、一時的に『仮受金』（負債）として処理します。そして、原因が判明したときに『仮受金』（負債）を原因を示す勘定科目に振り替える処理を行います。

【例 8-7】

得意先より当座預金口座に 300 円の入金があったが、その内容が不明であった。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
当 座 預 金	300	仮 受 金	300

【例 8-8】

【例 8-7】 の入金額 300 円は、売掛金の回収分であることがわかった。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
仮 受 金	300	売 掛 金	300

第4節 立替金と預り金

1. 立替金の処理

従業員や取引の相手先が負担すべきものを、一時的に立て替えた場合には『立替金』(資産)として処理します。

【例8-9】

従業員負担の生命保険料 200 円を現金で立替払いした。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
立替金	200	現金	200

【例8-10】

【例8-9】の立替金 200 円を現金で回収した。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金	200	立替金	200

2. 預り金の処理

一般にお店が従業員に給料を支払う際、従業員の源泉所得税や社会保険料（従業員負担分）に相当する金額を会社が預かり、これを差し引いた残額のみを支払います。この場合、実際に支払った金額と会社が預かった金額の合計を借方に『給料』（費用）として計上し、会社が預かった金額は『預り金』（負債）として処理します。この預り金は、その後、会社が税務署等に一括して納付するため、この段階で取り崩す処理を行います。

【例8-11】

従業員に対する給料 700 円の支払いに際し、源泉所得税 100 円を差し引いた残額 600 円を現金で支払った。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
給 料	700	預 り 金	100
-	-	現 金	600

【例8-12】

【例8-11】の源泉所得税 100 円を現金で納付した。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
預 り 金	100	現 金	100

第5節 商品券と他店商品券

1. 商品券の発行

デパートなどが商品券を発行した場合、あとでお客さんが商品券を持参したときに商品を渡さなければなりません。つまり、あとで商品を渡さなければならないという義務を負うことになるため、商品券を発行した場合には『商品券』（負債）を認識します。そして、あとで商品券と引き換えに商品を売上げた場合には、『売上』（収益）を計上するとともに、商品の引渡義務が消滅するので『商品券』（負債）を取り崩す処理を行います。

注意点

商品券を発行した段階では、まだ商品を引き渡していないから『売上』（収益）を計上することはできないんだ。



【例8-13】

商品券500円を発行し、代金は現金で受取った。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金	500	商品券	500

【例8-14】

商品500円を売上げ、代金のうち300円は当店発行の商品券を受け取り、残金200円は現金で受取った

勘定科目	金額	勘定科目	金額
商品券	300	売上	500
現金	200	-	-

2. 他店商品券の受け取り

他店振り出しの商品券（他店商品券）を受取った場合には、商品券を発行したお店（デパートなど）に対して、その商品券の分だけ代金を請求することができるため『他店商品券』（資産）として処理します。

【例8-15】

商品400円を売上げ、代金として他店発行の商品券を受取った。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
他店商品券	400	売 上	400

3. 商品券の精算

受取った他店商品券を換金したい場合には、商品券の交換会に行きます。交換会では、当店が持っている他店商品券と他店が持っている当社が発行した商品券を交換し、差額を現金等で精算します。

【例8-16】

当社が所有する栃木商店発行の商品券400円と、栃木商店が所有する当社発行の商品券300円を交換し、差額は現金で精算した。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
商 品 券	300	他店商品券	400
現 金	100	-	-

第6節 資本金と引出金

1. 資本金

事業を始めるには元手が必要になりますが、お店を始めるにあたってお店にお金を渡すことを「**出資（資本の元入れ）**」といいます。

お店は、出資によりお金などを受取った場合には、『**資本金**』（純資産）として処理します。

【例8-17】

お店の開業にあたり、現金 500 円と時価 1,000 円の車両を元入れした。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金	500	資本金	1,500
車両運搬具	1,000	-	-

2. 引出金

お店のお金を私用に使うことを資本の引出しといいます。この場合には、『引出金』という勘定で処理するか、『資本金』（純資産）の減少として処理します。また、期中に『引出金』として処理をした場合には、決算において『資本金』（純資産）に振り替える処理を行います。

個人商店における資本の引出しの具体例としては、子供の学費をお店のお金で支払った場合や、個人的に負担すべき水道光熱費や自動車税などをお店のお金から支払った場合などがあります。なお、水道光熱費や自動車税（費用となる税金）のうちお店が負担すべき部分については『水道光熱費』（費用）や『租税公課』（費用）として処理します。

【例8-18】

水道光熱費 1,000 円を現金で支払った。なお、このうち 300 円については店主の個人的な負担分であった。

『引出金』勘定で処理				『資本金』勘定で処理			
勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額
水道光熱費	700	現金	1,000	水道光熱費	700	現金	1,000
引出金	300	-	-	資本金	300	-	-

【例8-19】

決算において【例8-18】で処理した引出金を資本金に振り替えた。



期中に『資本金』勘定で処理しているときは、当然だけこの処理は行わないよ。

『引出金』勘定で処理				『資本金』勘定で処理			
勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額
資本金	300	引出金	300	仕訳なし			

第7節 税金の処理

税金には様々なものがあり、ここでは費用として計上できるものを取り上げていきます。

費用として処理できる税金には、固定資産税や自動車税、印紙税などがあり、これらを支払った場合には『租税公課』(費用)として処理します。なお、費用として処理できない税金には、店主個人にかかってくる所得税や住民税などがあり、会社のお金でこれらを支払った場合には費用として処理することは認められず、資本の引出しとして処理します。

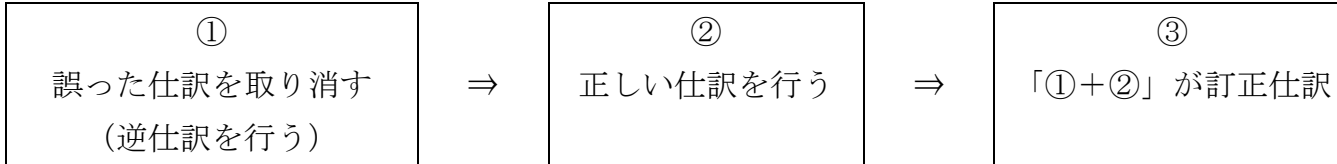
【例8-20】

事業用の店舗にかかる固定資産税 300 円と店主個人の所得税 200 円を現金で支払った。

勘定科目	金額	勘定科目	金額
租 税 公 課	300	現 金	500
引 出 金	200	-	-

第8節 訂正仕訳

間違った仕訳を正しい仕訳にするために行う仕訳を「訂正仕訳」といいます。訂正仕訳は以下のような手順で考えて下さい。



【例8-21】

得意先から売掛金 500 円を現金で回収したが、誤って以下のように処理していたので適切に修正しなさい。

誤った仕訳	勘定科目		金額	勘定科目		金額
	現	金	500	売	上	500

↓

①	勘定科目		金額	勘定科目		金額
	売	上	500	現	金	500

↓

②	勘定科目		金額	勘定科目		金額
	現	金	500	売	掛 金	500

↓

③ 訂正仕訳	勘定科目		金額	勘定科目		金額
	売	上	500	売	掛 金	500